

早島農業振興地域整備計画見直しに係る地元説明会での主な質疑応答及び意見
(同じような趣旨のご発言については、整理して掲載しています。)

【本町の農業振興地域について】

- 1 計画の見直しをするということだが、農業振興地域の継続が基本なのか。町としては今後も農業振興を継続していく気持ちなのか。

(回答)

町の方針としては、今ある農用地区域の優良な農地を引き続き保全する考えであります。

- 2 農業振興地域の指定がもたらしたのは、市街化調整区域の開発の規制に加え、農業振興地域の整備に関する法律による二重の規制である。早島駅の南は妹尾や茶屋町に比べ、地理条件に遜色がないにも関わらず、全く発展していない。
結局、農業振興地域の指定を解除するのが一番得策だと思うので、町と地権者が協力して、そこに向かって動くべきだと考えるが。

(回答)

早島町においては、市街化調整区域の大部分が農業振興地域に指定されており、そのうちJR瀬戸大橋線以南を中心に農用地区域が設定されております。

農用地区域に設定すべき土地は、農業振興地域の整備に関する法律に定められており、当該要件を満たすと判断される土地は農用地区域として設定されることとなります。

今ある早島町の農用地区域において、当該要件を満たさなくなった農地はないものと認識しておりますので、農業振興地域の指定を解除することは考えておりません。

- 3 農業振興地域の指定は時代に逆行している。白紙撤回を含め総括する時期が来ているのではないか。

(回答)

町全体としての大きなまちづくりの視点でのご意見については、アンケート調査の意見欄に記載していただければ、今後の町としてのまちづくりの参考として、町長含め庁内全体で共有させていただきたいと考えております。

あくまでも今回の計画見直しは、今ある農用地区域の中で今後どのような農業施策を進めていくか、皆様とともに検討していくものであります。

- 4 町として50年先のまちづくりの計画はないのか。

(回答)

50年後の早島町を描く計画はないのが現状でございます。

町では総合計画を10年計画で定めております。最新の第5次総合計画においては、早島駅南は「まとまった農地」のゾーニングとなっております。優良農地や自然景観を保全することとしております。

そして、ただ保全するだけでなく、水路などの基盤整備やどうすれば効率の良い農業ができるかを皆さまで考えていくのがこの度の計画見直しでございます。この農業振興地域整備計画は法定計画でありますことをご理解ください。

また早島町の大きなまちづくりの観点では、それぞれのゾーニングが繋がりをもつものでなければならないと考えております。

【農業生産基盤整備の推進について】

- | |
|--|
| 1 汐入川排水機場のポンプを増径する計画とのことだが、排水先の汐入川の断面積を大きくしないと意味がないのではないか。 |
|--|

(回答)

児島湖の流域治水の考えのもと、岡山市や倉敷市などの関係市町と連携し、豪雨の可能性のある時期は、河川の事前排水の取組を行っています。

汐入川排水機場の更新計画については、専門コンサルの調査の結果、現在の汐入川の断面積を前提とした場合で、現状の毎秒1.9tの排水の能力を6.0tへ向上させることができ、浸水被害の軽減が可能となる結果が出ており、この結果に基づいた計画を策定させていただいております。

汐入川の断面積の確保については、引き続き岡山県に対し、改修の要望をさせていただきたいと考えております。

- | |
|---|
| 2 農業振興地域農用地区域がないと基盤整備のための補助事業を活用できないのか。 |
|---|

(回答)

農業振興地域農用地区域であることが国庫補助事業を活用する上での大原則となっております。

- | |
|---|
| 3 今から圃場整備事業を実施するにしても完成するまで10年近くかかると思うが、その間にも護岸は崩れていく。暫時の解決策はないのか。 |
|---|

(回答)

道路護岸が崩れているのであれば、道路管理として対応することとなります。田んぼ側の護岸については、水路資材支給制度がございますので、そちらを活用いただければと考えております。

【水田における「儲かる農業」の実現に向けた取組について】

- | |
|--|
| 1 主食用米からの作付転換に係る補助事業は農業振興地域農用地区域でないと取り組むことができないのか。 |
|--|

(回答)

農業振興地域農用地区域外においても取り組むことができます。

【アンケート調査の実施について】

1 アンケート調査の設問の中で、農業振興地域農用地区域の設定について、「継続すべき」か「解除すべき」かの設問は設けられるのか。

(回答)

この度の計画見直しは、農業振興地域農用地区域をどう守っていくかを検討することが趣旨となりますので、当該区域解除の是非を問う設問を設けることは考えておりません。ご意見があれば、自由記述欄に記載をお願いいたします。

2 町外在住者だが、アンケート調査の結果は直接送付してもらえないのか。

(回答)

アンケート調査結果については、集計が終わりましたらホームページ等により公表させていただくこととしております。個別送付については、検討させていただきます。

【その他】

1 説明会会場において、農業振興地域制度に対する個人の見解をまとめた資料が配布されているが、配布者にこの資料を説明していただく時間を設けないのか。

(回答)

本日の説明会は町の農業振興の考えを知っていただく場としておりますので、出席者個人の方のお考えをご説明いただく時間は設けておりません。

2 小作料が高いが、安くする方法はないか。

(回答)

以前は、標準小作料制度があり、町の方で目安となる小作料を定めていましたが、今は廃止されており、小作料については貸付人と借受人の双方で協議して決めていただく必要がございます。

【ご意見】

- ・ 農業者は減っていくのだから、残った農業者が耕作するのに必要な農地面積をシミュレーションして、農用地区域を縮小していくべき。農用地区域に設定しなくても農業することはできる。
- ・ 農地の賃借料の具体金額については、町が関与しないのは変だと考える。
- ・ 農業振興地域農用地区域の設定を継続するか否かを、今回の計画見直しの趣旨とするべきである。既存の農用地区域の設定を前提とした計画見直しは出来レースと考える。
- ・ 農用地区域設定の継続を前提とした計画見直しは民意を反映しておらず町の倫理行動基準に反している。
- ・ 今回の説明会での町からの説明は、農業振興の視点でしかない。あらゆる視点・立場の全ての人たちの利益となる方策を考えるべきである。
- ・ 町が水路に隣接する道路整備を行う際に、道路の対岸の農地護岸も併せて整備しないのは、誰がどう考えてもおかしい。
- ・ 農用地区域の設定を継続するか否かについて、町の幹部が出席して再度説明会を開催してほしい。